2026年11月11日

Kamgras 1株式会社　御中

融資証明書

株式会社横浜銀行（以下「弊行」といいます。）は、貴社に対し、貴社が計画中である、(i)株式会社カカクコム（以下「対象会社」といいます。）の発行に係る普通株式（以下「対象会社株式」といいます。）（但し、本不応募株式（株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社（以下「本不応募株主」といいます。）が所有する対象会社株式をいいます。以下同じです。）並びに対象会社が所有する自己株式を除きます。）及び対象会社の発行する新株予約権の取得を目的とし、買付予定数の下限を34,941,000株とし、買付予定数の上限を設けない金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）及び関連法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付」といいます。）により、対象会社株式（但し、本不応募株式及び対象会社が所有する自己株式を除きます。）及び対象会社の発行する新株予約権を取得し、(ii)株式併合を利用する方法により、貴社及び本不応募株主のみを対象会社の株主とし、(iii)その後、対象会社が本不応募株式の全てを取得する取引（上記(i)乃至(iii)の一連の取引を総称して、以下「本買収」といいます。）に関連する一連の手続における、本買収の決済資金（上記(ii)の取引（以下「スクイーズアウト」といいます。）における対象会社の現金決済資金を含みます。）、対象会社及びその子会社（以下「対象会社グループ」といいます。）の既存借入金の返済又は借換資金、並びに取引関連費用の支払資金として、貴社と弊行の間で本融資証明書の日付までに行われてきた協議を踏まえ、別途貴社及び弊行の間で合意する融資条件に基づき、以下の金額を限度として融資（以下「本融資取引」といいます。）を行うことを確約致します。但し、(i)本融資取引の引受けについては、別紙1記載の条件が充足されることを条件とし、(ii)本融資取引の実行については、上記融資条件に則り、本融資取引に係る融資契約書（以下「シニアファシリティ契約」といいます。）及び担保契約書その他の関連契約書（以下「本貸付関連文書」といいます。）（但し、本融資取引の実行前に締結すべきものに限ります。）が締結され、かつ、別紙2記載の条件が充足されることを融資実行の前提条件と致します。

(1)　ファシリティA　　金　4,714,000,000円
(2)　ファシリティB　　金　10,998,000,000円

なお、本融資証明書の有効期限は2027年3月26日までとし、本融資証明書は有効期限経過により自動的に失効するものとします。但し、以下のいずれかの場合には、延長後の公開買付期間の最終日を基礎として決定される決済日までを有効期限とする融資証明書を再提出することにつき、弊行は不合理に拒否しないものとします。

① 公開買付届出書上の軽微な事項に関する修正等、本公開買付に係る弊行の与信判断に与える影響が軽微な事由に係る訂正届出書の提出に基づき金商法によって必要とされる延長の場合であって、延長後の公開買付期間の最終日が当初公開買付開始日から起算し

て 60 営業日以内のとき。

② 貴社の任意による公開買付期間の延長については、弊行の与信判断に与える影響が軽微な事由に基づく延長の場合であって、延長後の公開買付期間の最終日が当初公開買付開始日から起算して 60 営業日以内のとき。

以　上

融資証明書

横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号
株式会社 横 浜 銀 行
代表取締役 片 岡 達 也

（株式会社横浜銀行）

別紙 1

本融資取引の引受条件

(1) 本融資取引による借入金の主たる資金使途は、本買収における対象会社株式及び対象会社の発行する新株予約権の買付又は取得資金（スクイーズアウトにおける対象会社の現金決済資金を含む。）、対象会社グループの既存借入金の返済又は借換資金、並びに取引関連費用の支払資金であること。

(2) 本公開買付の結果、貴社が対象会社に対して直接又は間接に有する株式数が 34,941,000 株以上となるのに必要な応募がなされた状態で本公開買付が成立したこと。

(3) 本融資証明書に記載された本融資取引の組成金額は、ファシリティ A 及びファシリティ B のコミットメントの総額並びに当初エクイティ出資の額の合計金額に対する当初エクイティ出資の総額の割合が 30.0%以上であることを前提としていること。

別紙 2

本融資取引の実行の前提条件

本公開買付の決済資金の貸付前提条件の概要は、以下のとおりである（定義は、本別紙に定めるほか、別紙 3 を参照）。

1. ファシリティ・エージェントが、（全てのマンデーテッド・リード・アレンジャーの指示に基づき合理的に行動する）ファシリティ・エージェントが満足する形式及び内容により、別添 1（初回実行前提条件）及び別添 2（本公開貸付の決済資金に係る追加実行前提条件）にそれぞれ記載する文書その他の証憑の全てを受領していること、又は、（全てのマンデーテッド・リード・アレンジャーの指示に合理的に基づき行動する）ファシリティ・エージェントが、当該文書及び証憑の受領を免除していること
2. 上記 1 のほか、別添 2（本公開貸付の決済資金に係る追加実行前提条件）に定める条件を充足すること
3. ファシリティ A 及びファシリティ B に基づく貸付残高（借入申込金額を含む。）並びに当初エクイティ出資の額の合計金額に対する当初エクイティ出資の総額の割合が 30.0%以上であること
4. ファシリティ A 及びファシリティ B に基づく貸付残高（借入申込金額を含む。）並びに当初エクイティ出資の額の合計金額に対する当初エクイティ出資の総額の割合が、以下の A / (A+B)の割合以上であること

 A＝対象会社グループの保有する現金によって賄われない範囲において、本公開買付、スクイーズアウト及び/又は対象会社グループ既存債務（もしあれば）の返済に関して必要となる当初エクイティ出資の金額、並びに関連する貸付実行日において支払われる取引関連費用（いずれもベース・ケース・モデルに反映されたものに限る。）の合計額

 B＝ファシリティ A 及びファシリティ B の合計額
5. Certain Funds 事由が発生しておらず、かつ継続していないこと、及び本融資取引によって新たに Certain Funds 事由が発生しないこと
6. 免除事由が発生しておらず、かつ継続していないこと
7. 借入人により、関連する本融資取引が民法第 587 条の 2 第 2 項に基づき解除されていないこと

上記 5 にいう「Certain Funds 事由」とは、下記の事項を意味する。

(a) 重要な表明保証事項が重要な点において（当該表明保証事項が重大性若しくは重大な悪影響を考慮して判断される場合には、あらゆる点において）正確でないこと

(b) 重大な期限の利益喪失事由の継続

(c) 貸付人による本融資取引が違法となる事由の継続

(d) 支配権変更の発生

上記「Certain Funds 事由」の定義の(a)にいう「重要な表明保証事項」については、別添 4 のとおり。

上記「Certain Funds 事由」の定義の(b)にいう「重大な期限の利益喪失事由」については、別添 3 のとおり。

上記 6 にいう「免除事由」とは、以下のいずれかの事由に起因して貸付人による本融資取引の実行が不可能となることをいう。
(a) 自然災害、テロ攻撃又は戦争の勃発
(b) 電気、通信又は決済システムの停止又は混乱
(c) 東京インターバンク市場において発生する事由
(d) その他貸付人の責めに帰することのできない事由
上記事由は、いずれも、本融資取引の実行が不可能となるものに限るものとし、ファシリティ・エージェントは直ちに借入人及び全ての貸付人に当該事由を書面で通知する。

（別紙 2）別添 1

初回実行前提条件

本公開買付の決済資金の貸付実行前提条件のうち、「初回実行前提条件」として提出すべき書類その他の証憑の概要は、以下のとおりである（定義は、本別紙に定めるほか、別紙 3 を参照）。

1. 以下の書類の各締結済み写し
 - (i) シニアファシリティ契約
 - (ii) 本債権者間契約
 - (iii) フィー・レター
 - (iv) 当初担保文書
2. 以下の条件を満たす、借入人及び親会社の取締役の証明書
 - (i) (A)シニアファシリティに係る借入、担保提供又は保証が、借入人及び親会社それぞれを拘束する借入、担保提供又は保証等についての制限を超過しないこと、並びに(B)適用ある実行前提条件が充足されている(又は、かかる証明書の提出と同時に充足される)ことが、確認されていること
 - (ii) 本貸付関連文書に実際に署名する署名権者の署名見本のリストが添付されていること
 - (iii) 自らが当事者である取引関連文書及び親会社から借入人になされる当初エクイティ出資（TOB）に関連する株式の発行又は処分を承認する、株主総会決議又は取締役会決議（又はこれらの決議が不要な場合は該当する代表取締役の決定）（必要な場合に限る。）が添付されていること
 - (iv) 定款、履歴事項全部証明書、代表取締役の印鑑証明書、株主名簿、取締役会規則（もしあれば）、社債原簿（もしあれば）、新株予約権原簿（もしあれば）及び株券喪失登録簿（もしあれば）が添付されていること
 - (v) 提出された全ての文書の写しが正確、完全かつ有効であることが確認されていること
3. 以下の事項を証する書類
 - (i) 当初エクイティ出資（TOB）の金額及び初回貸付実行日における借入申込金額の合計金額に対する当初エクイティ出資（TOB）の金額の総額の割合が 30.0%以上であること
 - (ii) 借入人が、特定融資枠契約に関する法律（平成 11 年法律第 4 号、その後の改正を含む。）に基づいてリボルビング・ファシリティの適用を受ける適格があること（但し、商業登記申請の受領証のスクリーンショット又はその写しを提出することをもって足りる。）
4. 以下の各書類の写し
 - (i) 当初財務諸表

(ii)　ファンズ・フロー・ステートメント

(iii)　ベース・ケース・モデル

(iv)　グループ・ストラクチャー・チャート

(v)　各本報告書

5. 以下の各銀行口座が借入人によって開設されていることの証憑

(i)　借入人が本融資取引の実行代わり金を受領するための銀行口座

(ii)　期限前弁済口座（シニアファシリティ契約において指定する。）

6. 弁護士による一般的な法律意見書（親会社及び本債務者における本貸付関連文書の締結に係る権能、本貸付関連文書の適法性、有効性及び履行強制可能性、並びに担保権の有効な設定及び対抗要件具備を意見対象に含むものとする。）

7. 本買収関連文書の写し

8. フィー・レター又はシニアファシリティ契約に定めるところに従い、借入人から融資当事者に支払われるべき合理的な経費及び費用並びに本貸付関連文書に関連して融資当事者が負担する現金支出（もしあれば）の全額（但し、いずれの場合も融資当事者と借入人との間で別途合意される金額を上限とする。また、弁護士費用を除く。）が、既に支払われていること、又は、初回貸付実行日までに支払われることを示す証憑

9. ファシリティ・エージェントの指定する様式による借入人及び親会社の署名見本及び（該当する場合は）印鑑見本（署名・印鑑届）

10. シニアファシリティ契約において別途合意する日時以前に適式に発行された、希望する貸付に係る借入申込書

11. 借入人及び親会社について、融資当事者が、合意された本人確認(know your customer)手続を完了するために必要となる書類

（別紙 2）別添 2

本公開貸付の決済資金に係る追加実行前提条件

本公開買付の決済資金の貸付追加実行前提条件の概要は、以下のとおりである（定義は、本別紙に定めるほか、別紙 3 を参照）。

(a) 公開買付開示文書の写し（但し、公開買付開示文書の開示が EDINET により行われている場合を除く。）

(b) 本公開買付の実施及び本応募／不応募契約の締結の承認に係る借入人の取締役会議事録又は借入人の唯一の取締役による決定書の原本証明付写し

(c) 署名権限を有する者により署名された以下の事項を証明する借入人の証明書

(i) 本公開買付に関して本応募／不応募契約に規定される前提条件（もしあれば）が充足され、又は放棄（但し、本貸付関連文書に基づく貸付人の利益に重大な悪影響を及ぼさないものに限る。）されたこと

(ii) 提出済みの本応募／不応募契約の変更（本貸付関連文書に基づく貸付人全体としての利益に重大な悪影響を及ぼさない変更は許容されるものとする。）を除き、本応募／不応募契約が、変更、更改、補足、代替若しくは放棄され又は終了していないこと

(d) 本不応募株主が、本不応募契約に従い、保有する対象会社株式について本公開買付に応募していないこと

(e) 対象会社の取締役会が、(1)本公開買付の期間の開始前に本公開買付について賛同表明しており、(2)その後当該賛同表明を撤回しておらず、第三者による公開買付に関して賛同表明をしていないこと（但し、かかる撤回又は第三者による公開買付に対する賛同が、当該撤回又は賛同をしなければ対象会社の取締役が善管注意義務に違反するリスクが生じる可能性があるという懸念に基づくものであり、かつ、対象会社の取締役が弁護士からその旨の助言を受けていた場合において、対象会社が初回貸付実行日よりも前に本公開買付に関する追加的な賛同表明を行ったときは、本(d)の条件が充足されたものとみなされる。）

(f) 本公開買付の期間の最終日以前において、公開買付開示文書に定める条件に基づく本公開買付の撤回事由に該当し、適用ある法令に基づき本公開買付を撤回できる権利を対象会社に対して付与する事由が発生しておらず、かつ継続していないこと

(g) 借入人、親会社、スポンサー、本不応募株主又は対象会社のいずれも、本公開買付の公表より前であって合理的に近接した時期において、対象会社株式の価格に重大な悪影響を与えることが合理的に見込まれるプレスリリースを恣意的に行っておらず、かつその他の方法による事実の公表も行っていないこと（但し、かかる情報開示が客観的な事実又は問題に基づく場合を除く。）

(h)　以下のいずれかの事由の結果として、金融庁、証券取引等監視委員会、関東財務局又は金融商品取引所による金商法若しくは同法に基づく下位法令又は金融商品取引所の諸規則に違反する旨の調査又は積極的措置（非公式の指摘を含むが、既に終結し、和解し、又はその他の方法により解決しているものを除く。）が（下記(iii)については、借入人の知る限り、）存在しないこと（但し、貸付人に重大な悪影響を及ぼさないことが合理的に見込まれるものを除く。）

(i)　借入人による本公開買付の実施

(ii)　借入人による本公開買付に関する開示

(iii)　借入人の知る限り、本公開買付に関する対象会社の取締役会の意思決定過程

(i)　借入人の知る限り、(i)本公開買付の賛同表明に係る対象会社の取締役会による意思決定が適用ある法令を遵守してなされたこと、並びに(ii)当該賛同表明の適法性について合理的な疑義を生じさせるような具体的な事実が存在しないこと

(j)　借入人の知る限り、本公開買付に関して、金商法第 166 条に定める重要事実及び金商品法第 167 条に定める公開買付け等事実が開示されていること

(k)　本公開買付の期間が、本公開買付に係る全ての法定の要件（不応募株式及び応募株式の合計数が 131,893,000 株以上であることを含むが、これに限られない。）を充足した上で満了したこと、及び本公開買付の結果が関連法令に基づいて公表されたこと（但し、当該株式数に関する要件は、対象会社の株主総会において、スクイーズアウトに関する株式併合が承認された場合には適用されないものとする。）

(l)　公開買付届出書に、本貸付関連文書に基づく貸付人全体としての利益に重大な悪影響を及ぼし得るいかなる変更も加えられていないこと（但し、適用ある法令に基づく変更は、かかる重大な悪影響を有しないものとみなす。）

(m)　本公開買付の適法性若しくは法的有効性（対象会社の賛同表明を行うことを含む意思決定プロセスの適法性を含む。）又は本公開買付に関する開示の適法性に関連して、いかなる訴訟も提起されておらず、継続していないこと（但し、根拠のない若しくは濫用的な訴訟、その他不利な判断が下されることが合理的に見込まれるものでない訴訟、又は会社法第 182 条の 4 若しくは第 182 条の 5 の規定に基づく請求を除く。）

(n)　対象会社の本買収に係る意思決定プロセスにおいて、M&A ガイドラインが、実務上可能な限り適切に考慮されていること

(o)　本公開買付に関し、本公開買付決済日までに取得又は完了すべき全ての許認可等（もしあれば）が、本公開買付決済日又は関連する貸付実行日のうち遅い方の日までに取得又は完了されたことを示す証憑

（別紙 2）別添 3

重大な期限の利益喪失事由

シニアファシリティ契約における期限の利益喪失事由のうち、「重大な期限の利益喪失事由」の概要は、借入人及び親会社に関する以下の事項である（定義は、本別紙に定めるほか、別紙 3 を参照）。

1. 本貸付関連文書上の支払義務の不履行
2. 他の義務の不履行（但し、重要な誓約事項に関するものに限る。）
3. 表明保証違反（但し、重要な表明保証事項に関するものに限る。）
4. クロスデフォルト
5. 支払不能等
6. 倒産処理手続
7. 債権者による手続
8. 差押命令等
9. 違法性
10. 事業の終了
11. 手形交換所の手続
12. 契約の無効及び拒絶

上記 2 にいう「重要な誓約事項」については、別添 5 のとおり。
上記 3 にいう「重要な表明保証事項」については、別添 4 のとおり。

（別紙 2）別添 4

重要な表明保証事項

シニアファシリティ契約における表明保証事項のうち、「重要な表明保証事項」の概要は、借入人及び親会社に関する以下の事項（他の本グループ会社及び対象会社グループ会社に関する事項又は他の本グループ会社及び対象会社グループ会社への言及は含まれない。）である（定義は、本別紙に定めるほか、別紙 3 を参照）。

1. 地位
2. 拘束力ある義務
3. 他の義務との抵触の不存在
4. 権能及び権限
5. 許認可等
6. 同順位性
7. グループ・ストラクチャー・チャート（本買収のストラクチャーを含む。）
8. 反社会的勢力及び反社会的行為
9. 本買収契約
10. 持株会社
11. 法令違反の不存在
12. 制裁及びマネーロンダリング

（別紙 2）別添 5

重要な誓約事項

シニアファシリティ契約における誓約事項のうち、「重要な誓約事項」の概要は、借入人及び親会社に関する以下の事項である（定義は、本別紙に定めるほか、別紙 3 を参照）。

1. 許認可等
2. 法令遵守
3. 同順位性
4. ネガティブ・プレッジ
5. 金融債務
6. 配当制限及び許容支払
7. 反社会的勢力及び反社会的行為
8. 合併
9. 資産処分
10. 買収
11. ジョイント・ベンチャー
12. 保証
13. 貸付
14. 本買収関連文書
15. 持株会社
16. 制裁及びマネーロンダリング

別紙 3

定義一覧

1. 親会社：Kamgras 2 株式会社をいう。
2. 貸付人：株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行並びに貸付人による譲渡及び移転の規定により貸付人となったその他の銀行又は金融機関をいう。
3. 借入人：Kamgras 1 株式会社をいう。
4. グループ・ストラクチャー・チャート：クロージング日（スクイーズアウトの効力発生日をいう。）直後の状況を示した本グループに係るストラクチャー図であって、初回貸付実行日以前に借入人によりマンデーテッド・リード・アレンジャーに提出されたものをいう。
5. 公開買付開示文書：公開買付届出書及び公開買付報告書（いずれも訂正届出書を含む。）をいう。
6. シニアファシリティ：ファシリティ A、ファシリティ B 及びリボルビング・ファシリティ（いずれもシニアファシリティ契約において定義される。以下同じ。）を個別に又は総称していう。
7. 支配権変更：以下のいずれかの場合をいう。
 (a) スポンサーが、直接に
 (i) 完全希薄化後において親会社の議決権の少なくとも 50.1%を保有しなくなった場合
 (ii) （株式の所有、委任、契約、代理権その他によるかを問わず）親会社の取締役会、経営会議又は同等の運営組織の過半数を任命若しくは解任し、又はその任命若しくは解任をコントロールする権能を有しなくなった場合
 (iii) 親会社の運営方針及び財務方針（親会社の取締役会、経営会議又は同等の運営組織が遵守する義務を負っているもの）に関して指示を出す権能を有しなくなった場合
 (b) 親会社が、直接に
 (i) 完全希薄化後において借入人の議決権の 100%を保有しなくなった場合（但し、許容インセンティブプラン（シニアファシリティ契約において定義される。）の参加者により保有されている借入人株式を除く。）
 (ii) （株式の所有、委任、契約、代理権その他によるかを問わず）借入人の取締役会、経営会議又は同等の運営組織の過半数を任命若しくは解任し、又はその任命若しくは解任をコントロールする権能を有しなくなった場合
 (iii) 借入人の運営方針及び財務方針（借入人の取締役会、経営会議又は同等の運営組織が遵守する義務を負っているもの）に関して指示を出す権能を有しなくなった場合
8. 初回貸付実行日：ファシリティ A に基づく最初の貸付が行われた日又は行われる日をいう。

9. スポンサー：BPEA Fund IX Pte. Ltd.及び／又はその関係会社が所有、助言、運用及び／又は支配するファンド、パートナーシップ、その他の事業体（親会社又は本グループ会社を除く。）をいう。
10. セキュリティ・エージェント：株式会社三井住友銀行をいう。
11. 対象会社グループ:対象会社及び年次財務諸表において連結グループの一部を構成する各企業を総称していう。
12. 当初エクイティ出資：当初エクイティ出資（TOB）及び当初エクイティ出資（After TOB）を総称して又は個別にいう。
13. 当初エクイティ出資（After TOB）：スクイーズアウトに係る資金決済日以前に親会社が本買収に関して借入人に対して日本円で行ったエクイティ出資の総額（親会社又はその（直接若しくは間接の）持株会社に対して提供されたメザニン又は類似のファシリティの資金を原資とする出資（又はその一部）も含まれるが、当初エクイティ出資（TOB）に基づくエクイティ出資を除く。）をいう。
14. 当初エクイティ出資（TOB）：初回貸付実行日以前に親会社が本買収に関して借入人に対して日本円で行ったエクイティ出資の総額（親会社又はその（直接若しくは間接の）持株会社に対して提供されたメザニン又は類似のファシリティの資金を原資とする出資（又はその一部）も含まれる。）をいう。
15. 当初財務諸表：借入人が、初回貸付実行日以前にマンデーテッド・リード・アレンジャーに提供する対象会社グループの財務諸表をいう。
16. 当初担保文書：親会社保有株式担保契約（親会社が保有する全ての借入人の株式及び新株予約権に対して親会社が設定する株式質権設定契約をいう。）及び預金担保設定契約（借入人が融資当事者に開設した銀行口座に係る全ての預金債権に設定する預金担保設定契約をいう。）を総称していう。
17. 取引関連文書：(1)本貸付関連文書、(2)本買収関連文書、及び(3)ファシリティ・エージェント及び借入人が取引関連文書として指定するその他の文書をいう。
18. ファシリティ・エージェント：株式会社三井住友銀行をいう。
19. ファンズ･フロー･ステートメント:初回貸付実行日における資金フローの詳細が記載され、シニアファシリティ契約の前提条件として交付されたメモランダムを意味する。
20. ベース・ケース・モデル：借入人とマンデーテッド・リード・アレンジャーとの間でそのように特定され、シニアファシリティ契約に基づく前提条件として交付された文書を意味する。
21. 本応募／不応募契約：(1)本買収に関連して本不応募株主と借入人との間で締結される公開買付不応募契約、及び(2)本買収に関連して借入人と対象会社との間で締結された公開買付契約をいう。
22. 本債権者間契約：シニアファシリティ契約締結日の前後の日付で、親会社、借入人、シニアエージェントとしてのファシリティ･エージェント及びシニア貸付人としての貸付人の間で締結された債権者間契約を意味する。
23. 本グループ：借入人及びその子会社（本公開買付決済日以降、本グループは、借入人、対象

会社及び年次財務諸表において連結グループの一部を構成する各企業で構成されるものとする。）を総称していう。

24. 本グループ会社：本グループを構成する、借入人及びその子会社をいう。
25. 本公開買付決済日：本公開買付に関する最終決済日をいう。
26. 本債務者：借入人又は保証人をいう。
27. 本買収関連文書：(1)本応募／不応募契約、(2)シニアファシリティ契約で合意されたその他の文書、並びに(3)ファシリティ・エージェント及び借入人が本買収関連文書として指定するその他の文書をいう。
28. 本不応募契約：本応募／不応募契約の定義(1)に規定された意味を有する。
29. 本報告書：借入人において実施済みの本買収についてのコマーシャル・法務・財務・税務・製品及びテクノロジーデューデリジェンスに関する最終報告書及び税務ストラクチャーに関するメモランダムをいう。
30. マンデーテッド・リード・アレンジャー：株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行をいう。
31. 融資当事者：ファシリティ・エージェント、マンデーテッド・リード・アレンジャー、セキュリティ・エージェント、貸付人又は（シニアファシリティ契約に参加した）ヘッジ当事者をいう。但し、ヘッジ当事者は、シニアファシリティ契約において合意される一部の条項においてのみ、融資当事者であるものとする。

以　上